

正規雇用労働者の中途採用比率

事業年度	正規雇用労働者の採用数 (A)	(A) のうち中途採用者数 (B)	公表する中途採用比率
2018年度	10	5	50
2019年度	8	3	38
2020年度	15	6	40

※事業年度

2018年度：2017年12月～2018年11月

2019年度：2018年12月～2019年11月

2020年度：2019年12月～2020年11月

「中途採用」とは、「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指す。「新規学卒等採用者」とは、新たに学校・専修学校を卒業した者、職業能力開発促進施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校）、職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（※）であることを条件とした求人により雇入れられた者をいう。※「これに準ずる者」とは、既卒者であって、新規学卒者と同じ採用枠で採用した者等、新規学卒者と同等の処遇を行う者を指す。

高年齢者雇用安定法上の継続雇用制度におけるいわゆる「再雇用」労働者については、労働者の募集に対する採用とは異なる性質のものであり、中途採用として取り扱わない。